

第3部 基本計画

第1章 みんなで未来につなぐまちづくり

1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進



【現況と課題】

全ての人が幸福に生きることができる社会の実現に向け、これまで人権教育や啓発、保護の取り組みが進められてきました。一方、近年のグローバル化の進展により、異なる文化や多様な価値観等の互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、共生による新たな関係性を創造する社会の実現が求められています。

本市においても、これまで人権に関する様々な啓発活動や教育等に取り組んでいます。また、平成24年(2012年)に「男女共同参画都市」を宣言し、積極的にその推進に取り組んできました。

一方で、社会的身分や人種、民族、信条、性別、障がい、貧困等を事由とする差別に加え、子どもや高齢者への虐待、配偶者やパートナーからの暴力、いじめ、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者やLGBTQ等の性的マイノリティに対する支援の必要性等の新たな課題が生じており、その解消に向けた取り組みを一層進めていくとともに、社会的包摂をあらゆる分野において推進する必要があります。そのような中で、令和5年(2023年)11月に、市民一人ひとりが互いの個性や人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指して「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。現在、人権擁護委員による人権に関する相談を行っていますが、市民のプライバシー意識の高まりの中で、複雑かつ多様化する相談への適切な対応が求められています。

また、本市における女性の就業率および共働き率は高く、職場や地域等のあらゆる分野で女性が活躍する場が多く見られていますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会づくりのための環境の整備が必要となっています。さらに、少子高齢化が進み女性労働力への期待が高まる中、「女性特有の健康課題」への理解や対応が求められています。家庭や地域、職場等の社会のあらゆる分野において、全ての人が互いの違いを認め多様性を尊重し合い、自身の居場所をみつけて誰もが生き生きと暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。

【方針】

方針1 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進

方針2 あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ(多様性の尊重)の推進

【基本施策】**(1) 誰もが生き生きと暮らせる社会づくりの推進**

- 市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、自身の居場所をみつけて活躍できる社会づくりを目指します。
- さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、啓発活動や教育に取り組むとともに、国や県、関係自治体、団体等との緊密な連携・協力を図りながら、実効性のある施策の推進に努めます。
- DVやセクシャルハラスメント等の防止、カスタマーハラスメント等に対する相談体制等の充実、庁内の連携体制の構築に取り組みます。

(2) あらゆる分野での男女共同参画とダイバーシティ（多様性の尊重）の推進

- 社会情勢や市民意識の変化に対応するため、「坂井市男女共同参画推進計画」を改定し、男女が個性や能力を十分に発揮できるとともに、多様性と活気にあふれた社会の実現に向けた取り組みを推進します。
- 男女が家事や育児、介護等をともに担う社会の実現に向けて、地域や学校等での啓発と普及に努めます。
- 男女共同参画の活動拠点の充実を図り、市民団体等に対する包括的な取り組みの推進と活動への支援を行います。
- 職場や地域社会等の様々な分野において、女性参画の拡大やダイバーシティの実現に向けた取り組みを推進します。
- 行政、民間が連携して、働き方改革の機運を醸成するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進する企業の拡大に努めます。



写真 坂井市イクボス共同宣言

1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進



【現況と課題】

本市では、市民と行政によるパートナーシップの関係性を強めながら本市独自の協働のまちづくりの形を模索する中、平成19年（2007年）から平成20年（2008年）にかけて市内全23地区にまちづくり協議会が設立され、防災や福祉、環境等の様々な分野における地域課題の解決に向けた地域住民の共助による自主的、自立的な活動が展開されています。まちづくり協議会設立後、住民自治のあり方を見つめ直し、市のまちづくりにおける理念と基本原則および市民と行政の役割と責任を明らかにするため、平成24年（2012年）に「坂井市まちづくり基本条例」を定めました。社会教育・生涯学習の拠点として設置されていた公民館は、平成27年（2015年）からまちづくりの拠点、交流促進の機能を加えた「コミュニティセンター」に移行し、地域コミュニティの活性化と社会教育の推進体制の強化に取り組んでいます。

また、住みよい地域づくり、協働のまちづくりを目指すため、広報紙やホームページ、CATV、SNS等の情報発信ツールを活用し、広報に努めています。ホームページでは多くの方に閲覧してもらえよう、国の基準等に基づき、行政情報の積極的な発信や提供に努めています。

一方で、加速度的に進む人口減少や少子高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等により、協働のまちづくりの推進に必要な不可欠な地域コミュニティが希薄化し、担い手となる人材が硬直化、不足しています。また、自治会離れの進行や限界集落の増加など、住民に最も身近な住民組織を取り巻く状況も同様に、年々深刻さを増しています。

「モノ」から「心の豊かさ」へと価値観が変化してきた社会的背景において、WHO（世界保健機構）が提唱するウェルビーイングの視点を取り入れ、その向上を目指していくことで、幸せを実感できる持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

行政が発信する情報により身近に触れてもらい、確実に市民に届けていくことが求められており、そのためには、発信の方法や見せ方、伝え方等を絶えず工夫していく必要があります。

魅力と活力あるまちを実現するため、担い手の確保とともに、市民と行政は自治の主体として役割と責任を自覚し、共に考え、共に行動する体制が求められています。

【方針】

方針1 地域の特性を生かした協働のまちづくりの推進

方針2 広報広聴等の市民との対話の充実

【基本施策】**(1) 地域の特性を生かした協働のまちづくりの推進**

- 地域やライフスタイルの特性や実情に応じ、市民と行政が責任と役割を自覚し合い相互に連携、協力しながら、幸せが実感できる地域づくりを推進します。
- 行政や民間、教育機関等とも連携しながら、まちづくりカレッジ等の独自のプログラムを生かし、多様化、複雑化する地域課題を主体的に考え対応できる幅広い分野、年代のまちづくりの担い手を発掘、育成します。
- まちづくり協議会や市民団体、NPO法人やボランティア団体等と協力して、市民の幸福実感や地域の課題解決につながる主体的かつ多様な活動を創出、支援をすることで、持続可能な地域社会を実現します。
- まちづくり協議会や自治会を中心に、地域の課題について住民が主体的に対策を考え実践できるよう、集落カルテの活用促進や適切な対話、相談の場を設けることで、潜在的な地域力を引き出し高めていきます。
- コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、こどもから高齢者まで誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めるとともに、協働のまちづくりの拠点として、地域の実情や特性に応じた事業を主体的に展開する等その機能や役割を果たしていきます。
- コミュニティセンターで実施する講座では、地域づくりや人づくりの観点から、地域性や課題性、多様性、教養性、外部連携を意識した企画運営を行います。

(2) 広報広聴等の市民との対話の充実

- 市民の市政への理解が深まるよう、広報紙やホームページ、CATV、SNS等それぞれの特性を生かした、見やすく分かりやすい情報発信を積極的に努めます。
- 市民と意見交換を行う市政懇談会の開催、行政相談委員による市民からの相談への対応、ホームページによる各種問い合わせへの対応等を行い、併せて社会的少数者等の意見にも傾聴し、地域課題の迅速かつ積極的な把握に努めます。
- デジタル回覧板を活用し、自治会内の業務の負担軽減を図るとともに、迅速な情報共有を図ります。

1-3 国際・都市間交流の推進



【現況と課題】

我が国においては、労働力不足と出入国管理および難民認定法の改正等に伴い、外国人住民の増加が予想されており、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりが求められています。

令和3年（2021年）12月には、市民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現を目指し、坂井市国際交流協会が設立され、各種交流事業を通じて相互理解を深める事業に取り組んでいます。

令和7年（2025年）に交流35周年を迎える英国カーディフ市との国際教育交流は、その歴史と充実した事業内容から、本市が全国に誇る国際交流事業であり、国際的な人材育成と地域の国際化につながっています。また、平成25年（2013年）には中国浙江省嘉興市と友好都市協定を結びました。

新型コロナウイルス感染症の影響で本市を訪れる外国人観光客は減少しましたが、5類感染症移行後は回復傾向にあり、市の在留外国人数もベトナムやフィリピン等からの技能実習生を中心に徐々に増えています。外国籍の市民等への適切で分かりやすい行政サービスの提供が必要となっています。

また、都市間交流においては、姉妹都市である宮崎県延岡市と交流使節団の相互派遣、招へい、児童交流を実施するとともに、令和元年（2019年）に連携協定を締結した東京都品川区とは、戸越銀座商店街への坂井市アンテナショップの出店や区民の本市訪問等、共に濃密かつ効果的な関係を築いています。

今後は、交流を一層発展させ、都市相互の経済的な結びつきの強化と持続的に人が行き交う仕組みづくりを進めるとともに、活動を通じた地域活性化に加え、市民がふるさとの魅力を再発見し、シビックプライド（郷土への誇り意識）の醸成につなげることが大切です。

【方針】

- 方針1 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成
- 方針2 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

【基本施策】

(1) 国際交流を通じたグローバル人材の育成と多文化共生意識の醸成

- 英国カーディフ市等との国際交流を一層推進し、グローバルな視野をもつ国際的な人材育成と地域の国際化を進めます。
- 地元企業との連携に加え、これまで構築したネットワークを生かし、将来、国際的な就労を希望する生徒等に対して研修等を実施します。
- 坂井市国際交流協会と連携し、市民主導の国際交流を支援し、国際的な文化交流や相互理解を促進します。
- 関係機関等と連携し、外国籍の市民等の利便性向上に取り組み、同じ地域に暮らす市民として、相互理解を育み、多文化共生社会への理解を進めます。

(2) 都市間交流を通じた地域の活性化とシビックプライドの醸成

- 姉妹都市（宮崎県延岡市）や連携協定都市（東京都品川区）をはじめとする他の自治体との親善や交流を一層進め、経済の活性化や関係人口の増加等の共存共栄できる関係を築くとともに、シビックプライドの醸成を図ります。
- ふくい嶺北連携中枢都市圏における周辺市町との連携を強化することにより、活力ある地域づくりを図ります。



写真 坂井市での稲作の状況を随時 HP にアップする「しながわマイ田んぼ」



1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感

【現況と課題】

地方における人口減少の要因は人口の流出と出生率の低下にあります。このような中、移住による「定住人口」に加え、観光による「交流人口」や地域との多様な関わりによる「関係人口」からの人材が、地域課題の解決に取り組む主役やパートナーとなることが期待されています。

本市は、豊かな自然や食に恵まれるとともに、居住水準が高いこと等から、住みよさにおいて高い評価を得ていますが、都市の魅力と認知度の一層の向上を図るため良好な環境の整備を進めるとともに、積極的な情報発信によるシティプロモーションの強化に取り組んでいます。また、青少年のふるさとへの愛着の醸成に取り組むことによって、将来の定住を促進することに加え、都会での移住相談会等の開催や、移住定住に向けた経済的支援を通してU I J ターンの促進を図っています。

一方で、若い世代の都市部への流出には歯止めがかかっておらず、見通しを上回る人口減少の進行によって、労働力や担い手の不足を招く等、地域社会への影響が顕在化しつつあります。

そのため、人口減少時代に対応した地域社会の構築に向けて、次世代の担い手を育成するとともに、地域課題の解決に取り組む「関係人口」を創出、拡大することが重要となっています。また、市民が誇りと愛着をもてる地域づくりを進める必要があります。さらに、若い世代の定住促進に向けて、魅力的で多様な就労機会を創出するとともに、結婚や出産、子育ての希望がかなう環境を充実させ、住んでいて希望が持て幸せと思えるまちであることが重要です。転出者や移住検討者等都市住民に向けては、「戻ってきたい」「住みたい」と感じてもらえるよう、本市の魅力を戦略的に情報発信したプロモーションに取り組む必要があります。

【方 針】

- 方針1 次世代の担い手育成と関係人口の拡大
- 方針2 魅力ある地域づくりの推進
- 方針3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
- 方針4 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

【基本施策】**(1) 次世代の担い手育成と関係人口の拡大**

- 将来の定住やUターンの促進に向けて、学校や企業等と連携し、こどもや若者のシビックプライドの醸成に取り組むとともに、学ぶ場所や働く場所の充実を図ります。
- 地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や学生、都市部の人材や外国人材、地域住民や企業と多様に関わる機会を創出し関係性を深め、移住定住の促進を図ります。
- 奨学金返還支援や移住時の経済的支援等、移住検討者のニーズに応じた相談や支援を行い、移住の促進および地元企業の担い手の確保を図ります。

(2) 魅力ある地域づくりの推進

- 住みたいまちとしての坂井市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図ります。
- 誰もが暮らしやすく、住みたいまちの実現に向けて、市民の幸福実感の向上と地域コミュニティの充実を図ります。
- 移住者が良好な住環境を体感できるよう、空き家をはじめとした低・未利用な地域資源の活用を図ります。

(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出や創業支援に取り組みます。
- 出会いの場の創出や、結婚、子育てに関する若者の関心を高め、「結婚応援日本一のまち」を目指します。
- 交際や結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援に取り組むとともに、地域や関係機関との連携の強化や経済的な負担軽減等を図り、新しい家族を持つことに希望のもてる地域の実現を目指します。
- 子育て世代がやりがいをもって生き生きと働くことができるよう、仕事と家庭が両立できる労働環境づくりを支援します。
- 結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等、性別に関わらず将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう必要な知識や情報等を学ぶ機会を提供します。
- 出産や子育てに関する情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

(4) 坂井市に住みたくなる魅力を全国に発信

- 市民が市の魅力を再認識し、積極的に地域に関わろうという意欲を高めるブランディングの取り組みを進めます。
- 市民、企業、地域団体と連携して「住みよいまち坂井市」の魅力を創出し、地域の活性化を図るとともに、市外からも選ばれるまちを目指し、シティプロモーションの強化に取り組みます。
- SNSや出向宣伝等様々な手段を活用し、市内外へ本市の魅力を発信し認知度を向上させ、交流人口や定住人口の増加を図ります。



1-5 効率的な行財政運営の推進

【現況と課題】

急速な人口減少や少子高齢化の進行により社会構造が変化し、生産年齢人口の減少により将来的に税収が減少する一方、高齢者の医療や介護に係る扶助費等の増大が見込まれる中、行政サービスの低下や都市機能の維持困難等を招くことのないよう、健全で効率的な行財政運営が必要不可欠となっています。また、住民ニーズの複雑化や多様化、公共施設の維持管理費の増大等の諸問題の解決に取り組むことも重要です。

これまで、行政改革大綱に基づき事務事業の見直しを行いながら行政運営を推進するとともに、予算配分の重点化や歳入を確保するための対策の強化等の財政改革にも取り組んできました。

今後、より一層の効率的な行財政運営を進めるため、自治体DXの推進一すなわち、デジタルの活用による業務改革により、行政サービスの向上と業務効率化を図ります。また、このような時代の変化に対応するための職員の意識改革等の個々の質を高める改革が必要となっています。

【方針】

- 方針1 効率的な組織体制・人員配置の構築
- 方針2 持続可能な財政運営の確立
- 方針3 公有資産マネジメントの推進

【基本施策】

(1) 効率的な組織体制・人員配置の構築

- 定員適正化計画に基づき、職員の適正な人員配置等に取り組みます。
- 人事評価制度の適切な運用により更なる職員の意識や意欲の高揚を図ります。
- 研修や政策提案制度を通じて職員の資質向上に努めます。
- 職員数の減少が見込まれるなか、デジタルを活用し、業務の効率化や省力化を図ります。

(2) 持続可能な財政運営の確立

- 政策、行政改革評価を継続的に実施し、評価結果を施策、予算などに反映します。
- 国県補助等の特定財源や新たな財源の確保に努めます。
- 税の申告から納税までの一連の手順を電子化し、効率的な税収確保に努めます。
- 職員のコスト意識を高め、事業のスクラップ&ビルドに努めます。

(3) 公有資産マネジメントの推進

- 施設の維持管理コストを見直し、中長期的な視点で施設の更新や長寿命化、集約化や廃止等を行い、持続可能で適正な施設運営を図ります。
- 市有財産の有効活用を図るとともに未利用公有財産の売却に努めます。

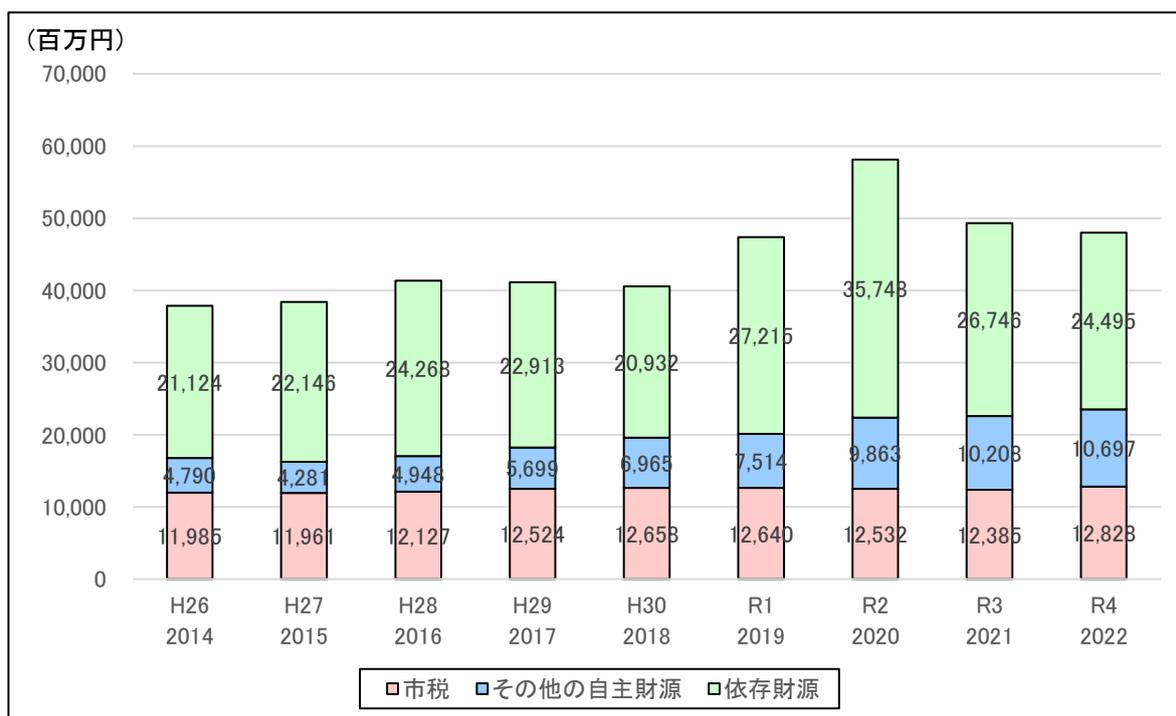


図 自主・依存財源の推移 (資料：財政課)

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

2-1 地域福祉の充実



【現況と課題】

令和3年（2021年）に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」に向けた地域福祉推進の理念のもと、市町村が地域生活課題の解決のための支援を包括的に提供する体制の整備に努める旨が規定されました。

本市においては、令和3年（2021年）に策定した第3次坂井市福祉保健総合計画の基本理念である「誰もが笑顔で暮らせる活力ある地域共生社会の実現」に基づき、地域共生社会の実現に向けた施策を推進してきました。

福祉に関する相談支援体制においては、健康福祉部各課の窓口のほか、高齢者分野では地域包括支援センター、障がい者分野では基幹相談支援センター、生活困窮者支援では自立相談支援機関、母子保健と児童福祉の分野では子ども家庭センター等の制度・分野ごとに整備されています。

また、令和3年度（2021年度）からは重層的支援体制事業に取り組んでいます。高齢の親が、「ひきこもり」等により自立できない50代の子との同居により困窮する「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア問題」、認知症の人が認知症の人を看護する「認認介護」等の分野を超えた関係機関の連携が必要な事例や、セルフネグレクト等による「ごみ屋敷問題」、障がいの可能性があるものの手帳申請に至らない事例等の制度の狭間にある相談にも対応できるよう、高齢や障害、こどもや生活困窮等の各分野が相互連携を図ることにより、包括的な支援体制の構築を進めています。

また、地域でお互いに支え合う意識の理解や関係づくり等の住民主体で自助、互助に基づいた取り組みも重要となっています。

【方針】

- 方針1 安心して暮らせる地域共生社会の推進
- 方針2 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実
- 方針3 多機関の協働による包括的支援体制の構築

【基本施策】**(1) 安心して暮らせる地域共生社会の推進**

- 福祉教育の強化を図り、こどもから高齢者、障がいのある人等の多種多様な主体の参加と連携による支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 単身高齢者、ひきこもり等の社会的孤立や虐待等の支援を必要とする人に気づき、支える仕組みづくりに取り組みます。
- こどもや高齢者、障がいのある人等の支援を必要とする人に対し、自然災害等の緊急時に地域で支え合う体制づくりの強化を図ります。

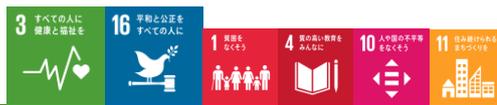
(2) 地域主体で取り組む地域福祉推進体制の充実

- 住民が地域福祉の課題を理解し、解決に向けて取り組むことを支援する体制づくりを推進します。
- 地域の中で支える側となる担い手の人材確保と育成を図ります。
- 保健・医療・福祉の連携により、高齢や障害、こどもや生活困窮等の各分野を問わず、課題を抱えた住民に包括的に対応できる相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 社会参画を促すため様々な情報発信や交流活動を推進し、自助・互助により課題解決に取り組める地域内での関係構築の強化を図ります。

(3) 多機関の協働による包括的支援体制の構築

- 「8050問題」や「ダブルケア問題」をはじめ複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。

2-2 児童福祉の充実



【現況と課題】

少子化が進む中、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等のことも子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感等が高まっています。また、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、貧困等の諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中、令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、同年12月に閣議決定されたこども大綱とともに、こども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本市では、こどもの幼児期の教育や保育の一体的な提供、保育の量的および質的な拡充、家庭における子育て支援等、地域のこども・子育て支援の充実に取り組んできましたが、こどもの権利について第一に尊重する施策をさらに向上させていくことが必要となります。

こどもをはじめ、子育て当事者たちが心豊かに育ち、将来の社会をつくりあげる原動力となるよう、ライフステージに合わせて、きめ細やかな支援の充実を図っていくことが重要です。

【方針】

- 方針1 安心して生み育てられる環境づくり
- 方針2 幼児教育および保育の充実
- 方針3 こどもの成長のための社会環境づくり

【基本施策】**(1) 安心して生み育てられる環境づくり**

- 妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠や出産、育児に関する情報提供等の妊娠、出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進します。
- こどもの健やかな成長に資するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、手当の支給や医療費等の助成、こども施策の費用助成等の利用しやすいサービスの構築に取り組みます。
- こどもの安全確保のための啓発活動や見守り活動等のこどもたちが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- こどもが安心して医療を受けることができる環境の充実に向け、子育て世帯の医療費負担緩和に取り組みます。

(2) 幼児教育および保育の充実

- 共働きや就労形態の多様化に対応し、保護者のニーズやこどもの特性を踏まえた多様な保育サービスの充実に取り組みます。
- こどもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や学校、地域と連携しながら心身の発達に応じた教育、保育を推進します。
- 質の高い教育や保育の確実な提供に向けた体制や人材の確保、育成に取り組みます。

(3) こどもの成長のための社会環境づくり

- 虐待やヤングケアラー、貧困、障害等の配慮が必要なこどもや子育て世帯の様々な相談に、保健や福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、個々の特性やニーズに応じた適切な支援や居場所づくりに取り組みます。
- 障がいのあるこどもや医療的ケア児等が身近な地域で相談や支援を受けられるよう相談支援体制の強化に取り組みます。
- こどもの自主性や社会性を育む多様な体験や交流の機会の充実を図るとともに、地域における居場所や活動の支援に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実



【現況と課題】

我が国は世界に類を見ないスピードで超高齢社会となり、人口構造や社会構造の変化による経済社会の担い手不足や一人暮らし高齢者の増加等のライフスタイルの変化、認知症高齢者の増加に伴う様々な影響や課題等が懸念されています。その一方で、定年延長により65歳以上の就業者が増加する等の年齢による区分をすることなく、全世代が超高齢社会の一員として支える側にも支えられる側にもなれる社会に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

本市においては、コミュニティセンター等を核とした介護予防教室を継続的に行う等のいつまでも自分らしい暮らしが送れるよう取り組んできました。また、地域包括支援センターを日常生活圏域毎に設置し、地域の身近なところで専門的な相談だけでなく、世帯の複合的な課題にも対応する等の重層的な相談体制の充実を図っています。

そのような中、高齢者が地域活動の担い手として、身近なところで集える場づくりを行うための支援や、地域の関係機関が連携して見守りを行う体制の構築等が高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるような体制づくりが重要です。介護給付サービスと社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、在宅医療や介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をより一層進めていく必要があります。

【方針】

- 方針1 身近で取り組みやすい介護予防の推進
- 方針2 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実
- 方針3 高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

【基本施策】**(1) 身近で取り組みやすい介護予防の推進**

- 通いの場等の設置・活用を進め、地域において高齢者自ら介護予防の活動ができるよう取り組みます。
- 高齢者が身近な場所で継続的に運動機能向上や認知症予防の取り組みができるよう支援します。

(2) 多様な主体との連携による包括的支援体制の充実

- 地域包括支援センターを拠点に、相談支援体制の充実を図ります。
- 住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。
- 高齢者への虐待防止や権利擁護の取り組みと成年後見制度の普及啓発を進めます。
- 地域全体で支える体制構築を進めるため、幅広い世代が認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解が深められるよう取り組みます。

(3) 高齢者の居場所づくりと社会参加の推進

- 高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう、シニアクラブ、高齢者同士や多世代との交流、ボランティア活動や就労機会の確保等の支援を行います。
- 関係機関と連携し、高齢者が利用しやすい施設整備や移動手段の充実に努めます。
- 社会参加活動の促進に向けて、レクリエーションや趣味、文化・スポーツ活動で充実した時間を過ごせる環境整備を支援するとともに、活動に関する広報・啓発、情報提供を図ります。



2-4 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

障害者権利条約では、障がいは個人の心身機能に問題があるのではなく、社会に存在する障壁が問題を作り出しているという考えのもと、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供をはじめとする、法の下での平等と人権の尊重が定められています。障害者基本法、障害者差別解消法等と併せて、全ての人々が障がいの有無によって隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市においては、障がいのあるすべての人が、地域の中で生活できる環境を実現するため、地域に住む人とともに支えあう社会環境の整備、障がいのある人についての正しい知識の啓発、福祉教育の推進、交流活動の充実、差別や偏見のない地域社会づくり等に取り組んでまいりました。

そうした中、令和3年（2021年）には「改正障害者差別解消法」が、令和4年（2022年）には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行される等、共生社会の推進にむけた法の整備が進められてきていますが、地域や学校、職場等の様々な場面において障がいのある人に対する社会的な障壁や意識のバリアが存在しているのが現状です。

また、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を実現するためには、居宅介護サービスや医療の確保等の支援体制の充実が必要不可欠であり、さらに自立した生活を営むためには、障がいのある人の雇用の理解促進、安定した就労環境の確保等が求められており、企業や福祉、家庭、医療、学校等の関係機関が連携を図り取り組むことが必要です。

【方針】

- 方針1 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消
- 方針2 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備
- 方針3 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

【基本施策】

(1) 障がいに対する理解促進と社会的障壁の解消

- 障がいの有無に関わらずお互いが尊重し共生できる社会を目指し、啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護と、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- 障がい児の成長過程に応じ、関係機関が連携して適切な療育を行います。

(2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域環境の整備

- 障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行するための支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への支援を充実するため、人材および支援団体の育成を図ります。

(3) 障がいのある人の就労の促進と社会参加への支援

- 障がいのある人やその家族、企業に対する、一般就労への理解と促進に努めます。
- 障がいのある人の自立を目指し、企業や福祉、家族、医療、学校等の関係機関との連携を図り、就労機会の創出に努めます。
- 地域活動や文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動等における障がいのある人の社会参画を支援します。

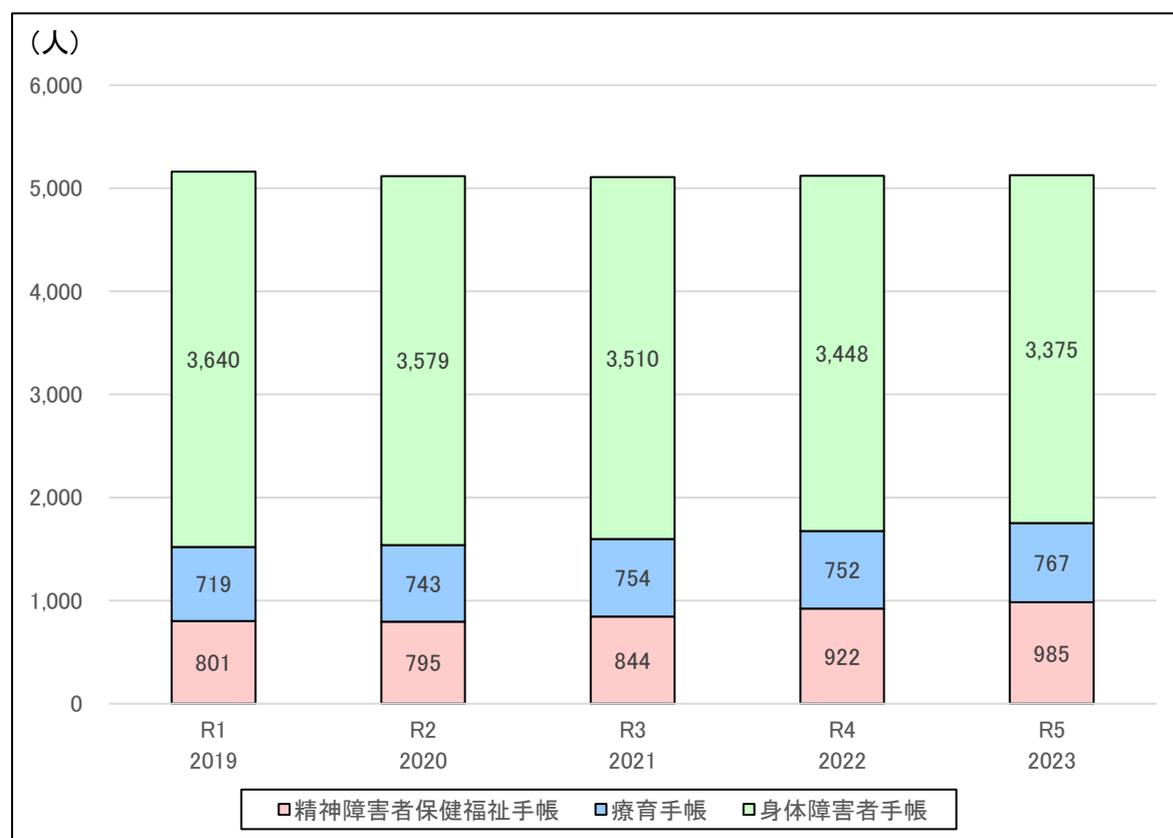


図 障がい者数の推移（資料：社会福祉課）

2-5 健康づくりの推進



【現況と課題】

本市の死因別死亡割合は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎の順で全国と同様の傾向です。また、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は、本市の死亡者数の約5割を占めており、その予防は市民の生活と健康を守るために重要な課題です。

「健康増進計画」の基本目標である「健康寿命の延伸」を目指し、行動目標である「野菜一皿プラス、塩分マイナス3g、運動プラス10分」を推進しています。さらに、市民自らが主体的に生活習慣の改善や健康づくりに取り組むための支援と、地域社会全体で健康を支える仕組みづくりを推進するため、健康都市宣言を行いました。市民の健康に対する意識の向上と、市民や地域、関係団体等との協働による健康都市づくりを一層推進していくことが重要です。

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために、妊娠期、幼少期からの健康づくりが重要です。母子の健康管理や子育て支援の充実等の健やかな成長とより良い生活習慣を確立していくことで、成人期から高齢期にいたる生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

感染症は、季節的な流行、突発的な流行等の病原体や感染経路が異なるため、予防接種法に基づき予防接種を推進するとともに、コロナ禍を経て改めて重要性が認識されたことで一層の感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

健全な食生活の実践は、全世代の健康づくりの推進に必要不可欠なものであるため、生産販売者や教育分野、食に関する団体等、地域と連携しながら、引き続き食育に取り組むことが必要です。

【方針】

- 方針1 市民の主体的な健康づくりの推進
- 方針2 生活習慣病の予防対策の推進
- 方針3 母子の健康管理体制の充実
- 方針4 感染症予防の総合的な推進
- 方針5 地域連携による食育の推進

【基本施策】**(1) 市民の主体的な健康づくりの推進**

- 市民が心身の健康に関心をもち、主体的に取り組めるような動機づけやデジタルを活用した取り組みを図ります。
- 地域社会で健康を支える仕組みを構築するため、健康意識の高揚を図るとともに、自主活動グループや健康をサポートする人材の育成を図ります。
- 地域団体や保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し健康づくりの取り組みを推進します。

(2) 生活習慣病の予防対策の推進

- 住民健康診査やがん検診、歯科健診の充実を図るとともに、各保険者との連携を強化し受診率の向上と生活習慣病の早期発見、健康改善に努めます。
- 女性ホルモンの変化に伴う体の変化や特有の症状・病気への理解促進を図るとともに、骨粗しょう症の早期発見などのため、新たに骨密度検査を実施する等、女性の健康づくりを推進します。
- ライフコースアプローチを踏まえ、減塩・運動促進・野菜摂取促進などの健康指針を、健康教育・健康相談などで一層推進し、生活習慣病の発症や重症化予防に努めます。

(3) 母子の健康管理体制の充実

- 妊娠期から産後期の心身の健康づくりを推進します。
- こどもの健やかな成長・発達および健康の保持増進のため、健診等による疾病の早期発見と栄養・食生活や運動等のよりよい生活習慣の形成を推進します。

(4) 感染症予防の総合的な推進

- 感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化およびインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めます。

(5) 地域連携による食育の推進

- 「食」は、その地域の文化や価値観を次世代に伝える役目を果たしていることから、健康、農林水産、教育分野等の各関係機関が連携し、伝統料理や食文化を継承しながら地産地消や食の安全安心を推進します。
- 食育は、こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために重要であるため、家庭、学校、保育園等と連携しながら、食育に関する知識の普及に取り組みます。

2-6 地域医療体制の充実

【現況と課題】

我が国は既に超高齢社会を迎えており、2030年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、社会全体に大きな影響を及ぼすと懸念されています。医療現場においても例外ではなく、社会環境の変化や疾病の多様化の影響もあり、医療需要は今以上に増加することが予想され、今後も医療体制の充実と連携体制の強化が求められています。

市内唯一の公立病院である市立三国病院は、救急告示病院として市民の救急医療を担うとともに、市内で唯一の小児ベッドを有し、内科や整形外科をはじめ産婦人科、小児科、人工透析等の総合診療科を標榜し、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供しています。また、市内の救急医療体制については、休日や祝日における救急患者に対応するため坂井地区医師会の協力により取り組んでおり、小児の救急体制については、県と嶺北11市町で設置した「こども急患センター」で対応しています。

一方で、医療に対する市民のニーズの高まりとともに、医師や看護師等の医療人材の確保が課題となっています。特に、周産期医療において、分娩可能な医療機関が全国的に減少している中で、市立三国病院においても人材確保の面から継続が課題となっています。また、住み慣れた地域で生活しながら医療サービスが受けられるよう医療機関や地域と連携を図ることが重要であり、在宅医療の体制づくりが課題となっています。

今後の地域医療については、医療人材の確保や各医療機関と地域が連携し医療体制の充実を図りながら、健康づくりから疾病の予防、治療、福祉サービスまでを包括的に対応する地域包括ケア体制の構築と、かかりつけ医制度を核とする在宅医療の推進に取り組む必要があります。

【方針】

方針1 地域医療と救急体制の充実

方針2 市立三国病院における医療体制の充実

【基本施策】**(1) 地域医療と救急体制の充実**

- 市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療や保健、福祉の連携強化を図ります。
- 身近な地域で安心して医療や健康相談、生活改善指導等を受けることができる、かかりつけ医制度を推進します。
- 坂井地区医師会、坂井地区広域連合と連携して、住み慣れた地域の中で安心して療養生活ができるよう、在宅医療の推進に取り組みます。
- こどもの急な病気に対応するため、電話相談や救急医療体制の周知を図ります。

(2) 市立三国病院における医療体制の充実

- 市立三国病院では、産婦人科等の地域に不足している医療の充実、休日や夜間の診療や救急医療体制の強化に取り組むとともに、医師、看護師等の医療従事者の確保、地域医療連携の強化、地域住民の健康の増進、診療・治療に係る設備や機能の充実等を図ります。
- 令和5年度(2023年度)に策定した市立三国病院経営強化プランを推進することにより、「地域医療構想等を踏まえた役割・機能」、「地域包括ケアシステム構築に向けた役割・機能」、「機能分化・連携強化」、「住民の理解のための取組み」「地域における公立病院としての役割」を柱とした、市民にとって必要とされる医療を継続的、安定的に提供するとともに、経営改善を図ります。



写真 坂井市立三国病院



2-7 社会保障制度の安定的な運営

【現況と課題】

私たちが生活を営んでいく上で、病気やけが、高齢や障がい、失業等により自分の努力だけでは自立した生活が維持できなくなる場合もあります。また、コロナ禍や物価高騰による経済停滞によって市民の生活が脅かされています。このようなリスクに対して生活保障を行うのが社会保障制度であり、国民が安心して生活できる基盤として重要な役割を担っています。

国民健康保険は、被保険者の疾病や負傷に対し、安定した医療給付を行うもので、約15%の市民が加入しています。社会保険加入者の増加や、団塊の世代の後期高齢者医療への移行が多く、年々減少傾向にあります。一方、健康維持のための保健事業に注力していますが、医療の高度化、保険適用の拡大で一人当たりの医療費は増加しています。

後期高齢者医療制度の被保険者は、主に75歳以上の方で全市民の16%超となっています。今後も高齢化が進み医療給付費が増加していくことが予測されることから、福井県後期高齢者医療広域連合と連携し医療費抑制等を図りながら、制度を安定的に支えることが重要と考えます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであり、高齢化が進むことにより介護費用が急激に増加していること等から、制度の維持が課題となっています。今後は介護予防と自立支援、重度化防止に対する施策の推進が求められています。

年金制度は、平成28年(2016年)に年金改革法が成立し、制度の持続性を高めるとともに、将来的に安心な年金制度の構築を目指しています。また制度への理解が深まるよう、周知や啓発活動が必要です。

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とした制度であり、適正な実施が求められます。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給やその他の支援を行うための制度であり、関係機関と連携し、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図る必要があります。

【方針】

- 方針1 国民健康保険の安定的な運営
- 方針2 後期高齢者医療の安定的な運営
- 方針3 介護保険事業の充実
- 方針4 国民年金制度の周知啓発
- 方針5 生活保護制度の適正な運用
- 方針6 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

【基本施策】**(1) 国民健康保険の安定的な運営**

- 県内のどこに住んでいても、同じ保険料(税)負担で同じ保険給付を受けられるよう、令和12年(2030年)までに福井県下の国民健康保険料水準を統一していく中、国民健康保険財政運営の安定化を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、後発医薬品の利用促進や重複多剤の適正化を進めます。
- 特定健診受診率の向上や「データヘルス計画」に基づき保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により、被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

(2) 後期高齢者医療の安定的な運営

- 保険料未納者の増加を防ぐため、口座振替の勧奨や早期の納付催告等により収納率の向上に努めます。
- 福井県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、後発医薬品利用促進や重複多剤の適正化を図る等の医療費の抑制に努めます。
- 高齢者健診や歯科健診等の受診勧奨等の保健事業を充実させ、早期発見、予防、改善により被保険者の健康増進と医療費の増加抑制に努めます。

(3) 介護保険事業の充実

- 総合事業運営の中で、地域の実情に応じた多様で適正なサービスを提供し介護保険制度の安定を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化と、関係機関との連携による在宅医療と介護の一体的なサービス提供の体制整備を図ります。

(4) 国民年金制度の周知啓発

- 日本年金機構等と連携し、制度の意義や役割についての啓発活動を行い保険料の納付意欲の向上に努めます。
- 日本年金機構等と連携し、国の法定受託事務を適正に執行するとともに、国民年金の納付率・免除申請率・口座振替申請率等の向上を図ります。

(5) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用のため、実施体制の充実とケースワーカー等の資質向上を図ります。
- 被保護世帯の多様な問題に対応する自立支援プログラム(就労支援、家計改善支援、健康管理支援等)を効果的に実施するため、他制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

(6) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関に生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口による情報とサービスの提供を行います。
- 自立相談支援事業を中核に、任意事業(就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等)の実施および他の制度や関係機関と連携するためのネットワークを構築します。

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり



3-1 学校教育の充実

【現況と課題】

少子化、核家族化、情報化、国際化等の社会的変化は、価値観や生活様式等の多様化につながり、これが子どもたちにも大きな影響を与えています。

このような中、学校では学力および体力の向上をはじめ、いじめや不登校、保護者への対応等の様々な課題に直面し、教職員の負担が増大しています。

また、情報通信技術の進展やグローバル化等の社会の急激な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。このような状況の中、国際化に対応できる人材やデジタルを活用できる人材が求められており、学校教育に求められる役割は、多様化、高度化してきています。さらに、すべての児童・生徒が等しく学習の機会を得ることができるよう教室以外の学びの場の提供や、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに適切な教育支援が求められています。

これらのことから、本市の特色を生かした独自の教育としてSOE (Sakai Original Education) をさらに推進していく必要があります。

学校施設については、児童・生徒の学習生活の場であり、豊かな人間性を育むための重要な教育施設であることから、社会状況の変化に対応し、安心して学習ができるよう計画的に教育環境を整備することが必要です。

また、児童・生徒の心身の健全な発育に資するため、安全で安心な学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応や地産地消、食の大切さ等を学ぶ食育の取り組みを一層進めることが必要です。

【方針】

- 方針1 教育内容の充実
- 方針2 個に応じた学習支援の充実
- 方針3 就学指導体制・教育相談体制の充実
- 方針4 安全な教育環境の整備
- 方針5 安全で安心な学校給食の充実

【基本施策】**(1) 教育内容の充実**

- 学校と地域と企業が連携し、ふるさと体験活動や探究学習の充実を図ります。
- こどもたちの学校の居場所づくりや分かりやすい授業に努め、通うのが楽しい学校づくりを推進します。
- 一人一台端末を活用し、現代社会に必要とされる情報活用能力を育成します。

(2) 個に応じた学習支援の充実

- 習熟に応じて、少人数で指導することにより、学力向上に取り組みます。
- 気がかりな児童・生徒に対応した学級運営に取り組みます。
- 特別に支援が必要な児童・生徒の発達段階に応じ、適切に取り組みます。

(3) 就学指導体制・教育相談体制の充実

- いじめや不登校の兆しを早期に発見し、関係機関と連携して児童・生徒の支援に取り組みます。
- 就学による学校生活が円滑に移行できるよう、保育園等と小・中学校の連携を図ります。
- 適正な人員配置や校務のDX化、部活動の地域移行などにより、教職員の業務負担を軽減することで、こどもたちに寄り添った支援の充実を図ります。
- こどもたちの多様な学びの場として、学校内のこどもの居場所「SakAI ルーム（サカアイルーム）」や適応指導教室「ステップスクールさかい」の充実を図ります。

(4) 安全な教育環境の整備

- 児童・生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境を整備します。
- 児童・生徒が、障がいの有無等に関わらず、共に学べる学習環境の確保を図ります。
- 省エネ機器の採用や自然環境に配慮した施設整備を推進します。

(5) 安全で安心な学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食の提供に取り組みます。
- 学校給食を通じて、地産地消、食の大切さや食文化等の食育に取り組みます。



3-2 社会教育・生涯学習の充実

【現況と課題】

市民の生涯学習とは、個人が豊かな人生を送る上で欠かせない趣味や教養を深め、また社会情勢の変化に対応できる知識・技能の習得等の生涯を通じて行う活動です。学習活動は仲間づくりやグループの形成を促し、地域でのつながりが生まれ、ふれあいの中で笑顔ある楽しい生活を享受することができます。また、近年は様々な地域活動の中で、個人の知識や技能を生かしてまちづくりに貢献しようとする動きも活発になってきています。

本市では、各地域に設立された「まちづくり協議会」において、地域資源を発掘・活用しながら様々な取り組みを行う中、社会教育や生涯学習においては、まちづくりに繋がる視点のアプローチが今後ますます重要となっています。そのため、地域の意向を把握し、地域課題を解決に導く講座の開催やNPO法人や大学等の外部の専門家との連携等、個人の能力を地域活動に発揮するための環境づくりが求められています。

青少年の健全な成長を促し豊かな心を育むためには、地域の特性を生かした自然体験や家庭教育の支援等に、地域ぐるみで取り組む必要があります。また、非行行為の検挙数や愛護センターによる補導件数は減少傾向にありますが、違法ドラッグの横行やSNSを起因とする事犯や“いじめ”といった表面化しにくい問題もあるため、成長段階や個別事例に対応した啓発や相談活動や見守り活動等を継続して実施する必要があります。

図書館では、こどもの読書活動を推進するとともに、市民の身近な情報拠点として暮らしや社会に役立つ情報を提供することが求められています。人が集い、情報サービスの一旦を担う図書館にとって、最新の情報技術にアンテナを向け、市民の情報ニーズに対応できる場所としての役割を全うすることが重要となっています。今後、少子高齢化、情報化社会がさらに進む中、まちと人に寄り添う図書館を目指し、利用しやすい環境を充実・整備していく必要があります。

【方針】

- 方針1 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進
- 方針2 コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり
- 方針3 地域で育て・見守り・支える青少年の育成
- 方針4 図書館機能の充実

【基本施策】**(1) 社会教育と地域づくりの活動の一体的な推進**

- 一人一人が自己の教養を深め自己実現が図れるよう、生涯学習機会の充実に取り組み、誰もが豊かな人生を送ることができる社会づくりを推進します。
- 地域やNPO法人、ボランティア団体、大学等と連携を図り、よりよい生活や地域を創る学習活動を推進します。
- こどもと大人がふれあう講座の実施等の世代を越えた交流を促進し、こどもたちの共生する力を育みます

(2) コミュニティセンターを拠点とした集い・学び・結ぶ環境づくり

- さまざまな市民がコミュニティセンター内に設置したカフェ等の憩いのスペースを有効活用して行うイベント等を後押しし、誰もが集える環境づくりを推進します。
- 地域課題を的確に把握し、市民のニーズを捉えながら、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施し、学習と交流の場を提供します。
- 地域住民が主役となるふるさと教育を通じて、地域への愛着や誇り、希望や相互理解の醸成を図る場を創出します。

(3) 地域で育て・見守り・支える青少年の育成

- 市内の豊かな自然に触れ合う体験活動等を提供し、健やかな心身を持つ青少年を育成します。
- 地域の施設を活用し実施する事業等を通じて、小学生と地域の方々とのコミュニティ形成の契機とし、自立性や自主性、協調性を育みます。
- 小中学校と地域が連携強化し、見守り活動や青少年の非行防止活動、家庭教育支援の充実に図り、地域全体でこどもや家庭を見守り育てるための環境づくりを進めます。

(4) 図書館機能の充実

- 教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供します。
- こどもたちの読書普及活動を推進します。
- 高齢者や障がいを持つ人が利用しやすい読書環境を整備します。
- 記念文庫内の貴重な資料の適正な保存管理に努めます。



3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興

【現況と課題】

地域の歴史を知り、文化・芸術に親しむことは、日々の生活において豊かな情操を育むとともに、地域に対する誇りと愛着をもたらし、地域の活性化につながっていきます。

このような背景のなか、文化財継承の担い手を確保しつつ、文化財をまちづくりに生かす等の地域ぐるみで取り組んでいく体制を整備することが求められています。また、土地開発等により埋蔵文化財に与える影響を防ぐため、適切かつ円滑な発掘調査と埋蔵文化財全体を守る仕組みが必要となっています。

本市では、市内文化財の保存・活用に関する総合的な計画として策定した「坂井市文化財保存活用地域計画」をもとに、歴史・文化を生かしたまちづくりを計画的・継続的に推進していきます。

丸岡城については、これまでの調査研究で明らかになった知見を広く発信するとともに、丸岡城の本質的価値を明らかにする取り組みを推進し、文化財および観光資源としての価値の向上を図ることが必要です。

龍翔博物館は、市の博物館として、市の歴史や文化への関心を高め、教育、学術および文化の発展に寄与することが求められています。歴史・文化遺産を市民共有の財産として適正に収集・保存し、調査研究を進めるとともに、展示および教育普及事業等を通じて活用を図ることが必要です。

地域に根ざした文化に加え、新たに生まれる多種多様な文化の発展のため、文化活動に対する市民の意識向上や次世代への継承は重要な課題となっており、一筆啓上賞やまるおか子供歌舞伎等の独自の文化活動への支援や、文化施設を拠点に市民が多様な文化・芸術に親しめる活動の場や機会の提供、文化団体の育成、連携を進めていくことが必要です。

【方針】

方針1 文化財の保存と活用

方針2 文化芸術活動の振興

【基本施策】**(1) 文化財の保存と活用**

- 「坂井市文化財保存活用地域計画」に基づき、市内文化財の調査や掘り起こしに取り組むとともに、地域団体や観光分野と連携し文化財を活用したまちづくりに取り組みます。
- 三国祭や舟寄踊、日向神楽等の地域に残る無形文化財を後世に伝承するため、活動の記録・保存とともに、文化継承の担い手の確保や育成を支援します。
- 丸岡城の学術調査の成果を広く発信し歴史的文化資産としての価値の周知を図るとともに、丸岡城の本質的価値を明らかにすることを目的とした城山の整備指針となる「丸岡城城山整備基本計画」の策定を進め、天守や城山、周辺部「城郭・丸岡城」の文化財としての価値の確立と観光資源としての魅力の向上に取り組みます。
- 六呂瀬山古墳群をはじめ、埋蔵文化財の保存・出土品等の保存整理と公開活用に必要な施設整備等に取り組みます。
- 龍翔博物館については、歴史・文化遺産に関する資料を収集や保存、調査研究、展示活用する博物館機能を強化するとともに、観光と連携した情報発信機能を高め、交流人口の拡大と地域文化の発展に寄与する拠点となるよう取り組みます。

(2) 文化芸術活動の振興

- 坂井市文化協会をはじめとする文化団体の活動や後継者育成に対する支援に努めます。
- 文化施設を市民の文化活動の拠点として広く活用してもらうため、各施設の機能や特性を生かし利用促進を図っていきます。
- 一筆啓上日本一短い手紙の館は、「一筆啓上賞」を核に地域に根ざした手紙文化を広く全国に発信していくとともに、手紙に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を深めてもらえるよう、学校や地域との連携を図っていきます。
- 優れた芸術作品や様々な文化に触れる機会を創出し、市民の文化・芸術に関する感性と創作意欲の向上を図ります。



3-4 生涯スポーツの振興

【現況と課題】

近年、都市化や生活環境の利便性向上とそれに伴うライフスタイルの変化は、市民の身体的活動の機会を減少させ精神的なストレスを増大させる等の心身に大きな影響を与えています。そうした中、市民が生涯にわたり健康の保持・増進に取り組むためには、誰もが気軽に、継続的にスポーツやレクリエーションに親しむことができる機会の充実が必要です。

本市においては、多くの市民がスポーツ大会やスポーツイベントに参加しており、スポーツへの関心は高いものとなっています。スポーツは人と人とを結びつけ夢や希望を与えるものであり、特にトップアスリートの活躍は地域にとって大きな活力を与えるものであるため、本市においても競技スポーツにおけるトップチーム・アスリートの育成を図り、継続的な育成プログラムを実施する組織づくりや体制強化が求められています。

また、スポーツ施設においては、その管理運営について指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを生かしながら市民のスポーツ活動の利便性向上を図っています。しかし、市民が使用可能な施設数は充実していますが、一部の施設は老朽化が進み、また少子高齢化や人口減少により利用率が低下している施設もあります。このような中で、市内全スポーツ施設の計画的な再編を進め、効果的な利用と効率的な維持管理を図る必要があります。

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会の開催のほか、ワールドマスターズゲームズ2027関西ジャパンオープンディスクゴルフ2023といった国際大会を開催したことにより、スポーツへの関心が高まるとともに、スポーツを通じた交流等による地域活性化への理解が深まりました。この機運の高まりを一過性のものに終わらせることなく、文化として定着を図るためにも、各種大会の開催や国際大会の誘致等に取り組む必要があります。

【方針】

- 方針1 スポーツ・レクリエーションの振興推進
- 方針2 トップアスリートの育成
- 方針3 体育施設の効率的な管理運営
- 方針4 スポーツツーリズムの促進

【基本施策】**(1) スポーツ・レクリエーションの振興推進**

- 市民一人ひとりが精神的な豊かさや充実を感じられ、生きがいつくりや体力の向上、健康の保持・増進により、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、ディスクゴルフをはじめ、スポーツやレクリエーション等の生涯スポーツ活動を支援・推進します。

(2) トップアスリートの育成

- 競技スポーツの向上には、一貫性のある指導体制による選手育成システムの構築が必要であり、トップレベルの競技者や指導者が活動できる環境の整備を推進します。
- 競技スポーツの振興に寄与する団体を支援し、小学生から高齢者まで競技者の段階的な育成を図ります。

(3) 体育施設の効率的な管理運営

- 市内全スポーツ施設の利用状況や管理経費等を総合的に検証したマネジメント計画を策定し、当該計画に基づき適正かつ効率的な施設整備および維持管理を行います。

(4) スポーツツーリズムの促進

- 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシー（遺産）を生かし、各競技の全国大会や国際大会の開催、トップアスリートの合宿誘致等のスポーツツーリズムによる国内外との交流を深めます。



写真 坂井市古城マラソン